

仕 様 書

1 件名

議会映像インターネット配信業務及び配信用データ編集加工業務委託

2 業務の概要

定例会、臨時会、各種委員会、その他佐野市が指定する会議映像のライブ中継及び録画映像のインターネット配信業務を行う。

3 履行期間 令和 7 年 1 2 月 1 日～令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日（長期継続契約）

4 業務の内容

配信方法は、ASP 方式を用いて、アプリケーションソフト及び録画配信用データは全て外部サーバにて蓄積・管理する。議場システム室に設置するエンコードパソコンに映像・音声信号を取り込み、インターネットを介してライブ中継のストリーミング配信を行う。録画配信については、同パソコン内で生成されたエンコードファイルを受注者が録画配信用に加工した後、外部サーバからインターネットを介してアクセスのあった各端末へ配信する。

各業務の詳細は以下のとおりとする。

（１） インターネット配信（ライブ中継）

ア 中継実施日等は佐野市が指定するものとし、会期日程が決定次第、速やかに佐野市から受注者に周知すること。

イ 毎定例会開催前に、受注者による一連の通信確認を行うこと。また、その日程及び確認方法については、事前に佐野市へ連絡し承諾を得ること。

ウ 配信映像はライブ配信を行うとともに、サーバにて佐野市が指定する期間（最大４年以内）保存すること。

エ 視聴する画面には、映像、当日の質問者名、質問項目が表示されること。

（２） 配信用データ編集加工（録画配信）

ア 当該会議終了後５日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）に配信可能とすること。

イ 編集されたファイルは佐野市の指定する期間（最大４年以内）蓄積し、常に配信可能な状態を維持するとともに、佐野市が指定する期間配信を行うこと。また、削除については、佐野市に確認の上、定例会を単位として行うこと。

ウ 録画配信システムは、公開用と非公開な品質確認用との２つのシステムを提供すること。なお、編集した映像コンテンツや登録した情報は、非公開な品質確認用のシステム

にて佐野市の確認を得た後に、公開用の映像配信システムに登録すること。

エ 発言訂正や取消等があった場合は、佐野市の指示に基づき当該部分の変更、削除を行うこと。

オ ライブ中継に万が一障害があった場合でも、バックアップデータを利用して映像を加工し、録画配信を行うこと。

カ 速報版について、ライブ中継当日の 17 時までに録画データの受け渡しがあった場合は、当日中の録画配信を行うこと。なお、当日 17 時以降の録画データの受け渡しがあった場合は、翌日中の録画配信を行うこと。

(3) 初期データの登録

ア 令和 2 年 1 2 月定例会から令和 7 年 9 月定例会までの映像データを初期データとして登録する。

イ 契約日から 9 0 日以内に運用可能とすること。

※現行システムは「Discuss Vision Smart (ASP)」を使用。

(4) ホームページの運用管理

ア 佐野市の指定するコンテンツ構成を満たした議会映像のインターネット配信用ホームページを市と協議して作成し、運用管理すること。

イ 佐野市議会ホームページの一部からリンクでき、かつ佐野市議会ホームページのトップページに再リンクできること。

ウ 早送り、巻き戻し操作による視聴が可能であること。また、簡単な操作での映像の検索・閲覧ができるシステムとすること。その際は、会議日程、発言者名簿等のリストから検索が可能であり、議員、会派、日付などの条件を指定して検索が行えること。

エ ユニバーサルデザインへの配慮がなされていること。また、障害者向けのシステム等がある時はその旨画面上に明記すること。

オ メンテナンス等でやむを得ずサービスを一時停止する必要がある場合には、あらかじめ佐野市に連絡をすること。

(5) ASP 配信サーバ

ア 配信サーバは第三者が操作できないようなセキュリティシステムが整っていること。

イ 電源は無停電電源装置を設置し、24 時間稼働すること。

ウ ウイルス対策が講じられ、かつ迅速に最新の対策に更新されること。

エ 障害回避のため、二重化されたデータセンター及びネットワークを構築すること。

5 配信条件

(1) ライブ中継、録画配信ともに合計同時アクセス 1 0 0 件を可能とすること。

(2) Internet Explorer、Google Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge、いずれのブラウザでも映像再生ができること。

- (3) スマートフォン、タブレット等、各種デバイスで専用のアプリをインストールすることなく映像再生ができること。
- (4) 視聴者のデバイスを自動的に検出し、最適なユーザーインターフェースに誘導することが可能なこと。また、利用者が「パソコン版」、「スマートフォン版」等、画面を選ぶ手間を省いたシステムであること。
- (5) VOD 中継において「パソコン版」「スマートフォン版」それぞれ別に動画ファイルを作成するのではなく、一つの動画ファイルで配信を行うこと。
- (6) デバイ스에映像データが残ってしまう疑似ストリーミング（プログレッシブダウンロード）方式ではなく、ストリーミング方式とすること。
- (7) 視聴の際、再生開始までに時間がかからず、スムーズに動画再生できること。
- (8) アクセスが集中しても高速かつ安定的に配信できるよう、CDN (Contents Delivery Network) に対応すること。
- (9) 議会中継映像配信に当たっては、24時間利用できるものとする。こと。（ライブ中継はライブ配信中に限る。）
- (10) 拡張機能として、録画映像を視聴しながら、同一システム内で、会議録テキストデータを表示することができる機能を有すること。

6 佐野市議会の環境及び諸条件

- (1) 議場システム室及び委員会室それぞれに設置されている既存機器を使用すること。
なお、議会中継・映像配信に必要なソフトウェア、その他の機器、機材等については受注者が用意すること。
- (2) 映像データの送信は、既存の光回線を利用すること。
- (3) 録画、録音等の操作は佐野市が行う。

7 セキュリティの確保等

- (1) システムの利用環境の最適化を図るため、常にシステム監視、安定したサーバ運用、使用状況の確認等で確実なサービスを提供すること。また、セキュリティには万全の配慮をすること。
- (2) 障害が生じた場合には迅速に対応するとともに、障害対応中である旨をページに表示すること。また、障害を回復した後、障害の内容とその原因、対応状況を佐野市に報告すること。
- (3) 視聴者からの技術的な各種問合せに対し、受注者は佐野市に協力すること。

8 成果品

- (1) 蓄積された会期中の映像データファイルは、会期終了後に発注者へDVDやCD等に保存して成果品を提出すること。

9 運営上の留意事項

- (1) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令等を遵守すること。また、データの漏えい、データの紛失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (2) ライブ中継及び録画配信の映像・音声等の著作権は全て市に帰属し、市の許可なく本業務以外で使用、複写、譲渡してはならない。
- (3) 受注者は、佐野市と連絡を密にする等、障害を未然に防ぐ対応をとること。
- (4) 本業務は、業務履行における責任を明確にするため、原則として受注者自らが行うものとする。ただし、機器設置配線業務等、第三者委託が必要な場合は、事前に佐野市の承認を受けるものとする。

10 契約方法

- (1) 配信用データ編集加工業務は、1リンク当たりの単価とする。
- (2) ライブ中継及び録画配信業務（システム利用料含む。）は、1か月当たりの単価とする。
- (3) 光回線使用料は、1か月当たりの単価とする。
- (4) 初期データ登録業務がかかる場合は、初期データ登録に要する費用とする。

11 支払方法

- (1) 配信用データ編集加工業務は、各定例会の編集加工業務終了後に支払う。（年4回払い）
- (2) ライブ中継及び録画配信業務（システム利用料含む。）は、年度末に一括で支払う。
- (3) 光回線使用料は、年度末に一括で支払う。
- (4) 初期データ登録業務は、初期データ登録作業終了後に支払う。（初年度のみ）

12 その他特記事項

- (1) 議会中継・映像配信の実績に関して、現在、地方公共団体から同種業務の受注実績があること。なお、落札した場合は、業務の実績を証明する書類（1市以上の契約書の写し等）を提出すること。
- (2) 視聴者のアクセシビリティに配慮し、日本工業規格である「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ JIS X 8341-3」（JIS X 8341-3:2016）の等級A Aに準拠すること。
- (3) アクセス数を自動で集計できる機能を有すること。また、集計されたアクセス数は、受託者へ依頼することなく、佐野市が直接確認できること。
- (4) 毎定例会、臨時会の開会日前日までに、佐野市議会本会議場並びに委員会室に操作

員を派遣して、エンコードパソコンの稼働確認及びライブ中継の配信テストを行うこと。

- (5) 佐野市から要請があった場合には、ライブ中継配信中の不測の事態に備え、佐野市役所内の配信機材設置場所にて立ち合い監視を行うこと。
- (6) 翌年度以降に歳入歳出予算の該当金額に減額又は削除があった場合は、契約を変更し、又は解除できるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

1.3 予定数量

令和7年度（令和7年12月定例会から）～令和12年度（令和12年9月定例会まで）

(1) 配信用データ編集加工業務

令和7年度（令和7年12月1日～令和8年3月31日）	100リンク
令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）	200リンク
令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）	200リンク
令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）	200リンク
令和11年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日）	200リンク
令和12年度（令和12年4月1日～令和12年11月30日）	200リンク
合計1,100リンク	

(2) ライブ中継及び録画配信業務（システム利用料含む。）

令和7年度（令和7年12月1日～令和8年3月31日）	4か月分
令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）	12か月分
令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）	12か月分
令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）	12か月分
令和11年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日）	12か月分
令和12年度（令和12年4月1日～令和12年11月30日）	8か月分
合計60か月分	

(3) 光回線使用料

令和7年度（令和7年12月1日～令和8年3月31日）	4か月分
令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）	12か月分
令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）	12か月分
令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）	12か月分
令和11年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日）	12か月分
令和12年度（令和12年4月1日～令和12年11月30日）	8か月分
合計60か月分	

- (4) 初期データ登録業務：令和2年12月定例会から令和7年9月定例会までの
映像データ